

公 用 車 売 払 い に 伴 う
条 件 付 き 一 般 競 争 入 札 実 施 要 領

※この入札に参加するには、事前に参加申込みが必要です。

入札の方法は郵送です。

- 参加申込期間 令和3年12月1日（水）から令和3年12月17日（金）まで
- 入札受付期間 令和3年12月22日（水）から令和3年12月27日（月）
【必着】
- 開 札 日 令和3年12月28日（火）

入札に参加される方は、この実施要領をよくお読みいただき、内容を十分把握し、同意のうえでご参加願います。

【入札担当事務局】

守口市 企画財政部 財産活用課
〒570-8666 守口市京阪本通二丁目5番5号
電 話 : 06-6992-1386 (直通)
電子メール : Mori_zaisan@city-moriguchi-osaka.jp

令 和 3 年 1 1 月
守 口 市

1 物件の表示

自動車登録番号	大阪47も2724
登録年月日	平成8年4月19日
初年度登録年月	平成8年4月
自動車の種別	小型
用途	貨物
自家用、事業用の別	自家用
車体の形状	バン
車名	トヨタ ハイエース
型式	GB-RZH112V
車検証走行距離計表示（令和2年5月14日）	73,900km
車検証旧走行距離計表示（令和元年5月13日）	72,100km

2 売払い条件

2-1 最低入札価格

95,000円

2-2 用途の制限

次の用途に供することは禁止します。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業の事務所、その他これらに類する業の用途。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途。

2-3 その他留意事項

- ① 落札候補者が、守口市暴力団排除条例（平成25年守口市条例第21号）第2条第2号及び第3号に該当しない者であることを確認するため、第14条第2項により収集した個人情報、大阪府警察本部長及び守口警察署長に提供します。
- ② 物件の引渡しは、現況有姿となりますので、必ず現物の車両の状態を確認してください。なお、売払い物件の確認期間については、下記のとおりですので、事前に入札担当事務局と日時等を協議してください。

確認期間 令和3年12月1日（水）から令和3年12月15日（水）まで
時 間 上記確認期間中の午後2時半から午後5時まで
保管場所 守口市立わかくさ・わかすぎ園（守口市寺方本通3丁目1番20号）

3 入札参加資格

3-1 資格

入札には、個人、法人を問わず、どなたでも参加していただけます。
参加申込の名義人を売買契約書の買受人とし、車検証の名義人とします。

3-2 欠格事項

次のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条によって保佐人を附された者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 守口市暴力団排除条例（平成25年守口市条例第21号）第2条第2号及び第3号の規定に該当する者
- ⑧ 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者。
- ⑨ 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- ⑩ 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者
- ⑪ 売買を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2又は第142条若しくは第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者を構成員とする者
- ⑫ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

4 物件等に係る質問

① 質問受付期間

令和3年12月1日（水）から

令和3年12月13日（月）まで

※ 入札担当事務局あて電子メールでのみ受付します。

※ 郵送、電話、FAXによる受付は行いません。

※ 送信後、必ず入札担当事務局に電話し到着を確認すること。

※ 質問の様式は自由ですが、質問者氏名、住所または所在地、連絡先、担当者を明記してください。なお、明記等が無い場合はお答えできません。

② 質問回答期限

質問の回答については、令和3年12月15日（水）までを予定しています。

③ 回答方法

守口市ホームページに掲載します。

5 入札参加申込み手続き

5-1 入札参加申込み

入札に参加するためには、事前の申し込みが必要です。

入札への参加を希望する方は、入札参加資格を確認し、必要資料を作成のうえ所定の日に申し込んでください。

① 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。郵送の場合は、提出期限必着）

② 提出期間 令和3年12月1日（水）午前9時 から
令和3年12月17日（金）午後5時 まで

③ 提出先 〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
守口市 企画財政部 財産活用課（守口市役所4階 北エリア）

④ 必要書類

ア 一般競争入札参加申込書

・入札参加様式-1

イ 入札参加者確認書類

・法人の場合は「履歴事項全部証明書」

・個人の場合は「住民票の写し」

ウ 守口市暴力団排除条例に基づく誓約書（入札参加様式-2）

※ 各種証明書は発行後3ヶ月以内のものに限ります。

※ 提出書類等については、返却いたしませんのでご了承ください。

5-2 一般競争入札参加資格確認通知書の送付

入札参加申込後、審査の上適正と認められる方に、入札書、委任状、入札保証金納付

書、請求書（入札保証金還付請求用）、郵便入札心得、郵便入札実施要領とともに一般競争入札参加資格確認通知書を郵送します。審査により不適正と認められる申込については、別途ご連絡します。

※ 一般競争入札参加資格確認通知書を受け取った際は、必ず入札担当事務局宛てに受取確認の電話連絡をすること。

5-3 入札参加申込みにかかる注意事項

- ① 入札参加資格を確認するための書類の内容確認の結果、資格が不十分であった者は、入札に参加することができません。
- ② 入札参加申込者名、申込者数等は、開札結果の公表までの間、公表いたしません。

【注意】

- ※ 売買契約、車検証の名義人は、入札参加申込された名義以外では行いません。
- ※ 申込受付後に、欠格条項に該当して入札参加資格が無いことが判明した場合は、職権にて受付を取り消します。

6-1 入札（郵送による入札）

- ① 入札受付期間 令和3年12月22日(水)～令和3年12月27日(月)【必着】

- ② 注意点

ア. 一般競争入札参加資格確認通知書に同封する「郵便入札心得」及び「郵便入札実施要領」に基づき、提出してください。

イ. 直接持込による提出は受けません

※ 入札保証金について

この入札に参加するには、市指定の納付書で入札保証金を金融機関（ゆうちょ銀行を除く）に、納付していただく必要があります。なお、納付の際に受け取った領収印押印済みの納入通知書兼領収書（原本）が入札に必要となります。

- ① 納付期間

一般競争入札参加資格確認通知書の通知日 から 令和3年12月27日(月)まで

※ 上記納付期間外の納付日となっている納入通知書兼領収書は無効となりますのでご注意ください。

- ② 金額

入札予定金額の100分の3に相当する額以上を納付してください。

- ③ 入札保証金の還付

落札者以外の入札保証金は、開札終了後必要な事務処理期間を経て、請求書で指定された口座に振り込みます。

落札者が入札保証金は、売買代金には充当できないため、契約が確定した後に返還します。

なお、入札保証金に利息は付しません。

④ 入札保証金の帰属

落札者が、正当な理由がなく契約を締結しないときは、入札保証金は守口市に帰属することとします。

6-2 開札

開札について、次のとおり実施します。立ち会いは不要ですが、希望される方は立ち会うことができますので、確認の上、ご来場ください。

① 日 時 令和3年12月28日(火) 午前11時

② 場 所 守口市役所1階 106会議室

③ 開札当日持参していただくもの

納入通知書兼領収書（写し）など入札者又はその代理人であることを証する書面

④ 開札の留意事項

開札会場に入場できるのは1者2名迄とします。

7 落札者の決定

次の方法により落札者を決定します。

① 有効な入札のうち、最高金額の入札者を落札者とします。

② 最高金額の入札をした者が2以上あるときは、その場において、くじ引きにより落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができません。

③ 入札者又は代理人が開札会場にいない場合は、当該入札事務に関係のない守口市職員が当該入札者又はその代理人に代わって立会・くじを引きます。

※ 入札の公平性・透明性確保のため、落札した物件については、その内容（物件名、落札者の氏名（法人の場合は法人名）・落札金額、申込者の氏名（法人の場合は法人名）・入札金額）をホームページ等で公表いたしますので、参加者はこのことを了承した上でお申込みいただいているものと判断します。

8 個人情報の提供

落札者が、守口市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であることの確認をするため、同条14条第2項の規定に基づき収集した個人情報を大阪府警察本部長及び守口警察署長に提供します。

なお、これにより落札が無効となった場合は、納付された入札保証金は返還しません

ので、予めご了承ください。

9 売買契約

9-1 売買契約の締結

- ① 契約書の作成を要します。
- ② 売買契約は必ず「落札者」名義で締結していただきます。
- ③ 守口市と落札者との売買契約、売払い代金の納入及び車両の引き取りは、令和4年1月中に実施してください。(詳細については、落札者に通知します)。
- ④ 契約に要する費用は落札者の負担とします。

9-2 危険負担

落札者は、入札物件が現状有姿の売払いであることを理解し、本要領その他公表資料に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は売買代金の減額等を請求することができないこととします。

9-3 契約保証金

契約保証金は守口市契約規則第21条第7号の規定により免除とします。

9-4 売買代金の納入

売買代金は、守口市が指定する期日までに、守口市が発行する納入通知書により全額を納入してください。

9-5 所有権移転等

- ① 落札した本物件の所有権移転は、売買代金を完納したときとします。
- ② 本物件は、現状有姿のまま引き渡すものとし、売買代金納入時に引渡しがあったものとし、
- ③ 所有権の移転などの手続きは、売買代金の納付を確認後、落札者が行ってください。
- ④ 所有権の移転等に係る費用は落札者の負担となります。
- ⑤ 車両の引取については、令和4年1月31日までに行っていただきます。なお、引取場所においては搬出作業のみとし、解体、その他一切の行為を行ってはいけません。
- ⑥ 契約決定者は、契約締結後、令和4年2月28日までに車両の一時抹消登録を行い、一時抹消登録後速やかに一時抹消登録証明書を市へ提出してください。
- ⑦ 車両の守口市に関連する表示・文字・数字・マーク等は全て消去するものとし、作業前、作業後の写真を令和4年2月28日までに本市に提出してください。

10 違約金

売払い条件に違反した場合は、売買代金の30%の額を違約金として支払っていただきます。なお、売買契約書にはこの旨規定することになります。

11 その他

入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令及びこの入札実施要領を熟知し同意の上で、入札に参加してください。また、入札方法等について守口市長からの指示事項があった場合は、これを遵守してください。